

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 2月24日

【会社名】 株式会社デジタルアイデンティティ

【英訳名】 Digital Identity Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中村 慶郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番 1号

【電話番号】 03 - 5794 - 3743

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 五代儀 直美

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番 1号

【電話番号】 03 - 5794 - 3743

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 五代儀 直美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成29年7月3日（予定）を効力発生日として新設分割を行うことに関し、平成29年3月29日（予定）に開催する定時株主総会に議案として提出することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1．新設分割の目的

当社グループは、企業ビジョンである「創造の連鎖」の実現を目指し、インターネット広告代理事業を中心としたデジタルマーケティング事業からスタートした事業領域を、テクノロジーとマーケティングで消費者を繋ぐプラットフォームを運営するライフテクノロジー事業へと拡大して参りました。

今後も、主力事業であるデジタルマーケティング事業においては、順調に拡大を続けるインターネット広告市場の成長率を超える速さで成長させていくとともに、ライフテクノロジー事業を始めとした、新たなインターネットの潮流を捉えた成長分野へも積極的に挑戦し、企業価値の継続的な向上を目指してまいります。

将来にわたる持続的な企業価値創造の実現のため、今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。移行の目的は以下のとおりです。

#### （1）グループ経営戦略機能の強化

主力事業であるデジタルマーケティング事業において、市場成長を着実に捉えた継続的・安定的な拡大を図るとともに、内部留保の有効活用により、成長性・収益性の高い事業領域に積極的に挑戦し、持続的な利益成長実現を目指すことが重要な課題と考えております。

持株会社体制に移行することにより、M&Aや新規事業創出に戦略的かつ機動的に対応できる組織体制を構築いたします。

#### （2）各事業会社の自律的経営による効率経営の実現

各事業会社の権限と責任を明確化し、自律的な経営の推進により、意思決定の迅速化による効率的かつ機動的な事業運営を図ります。

#### （3）経営者人材の育成

事業会社のマネージメント経験等の機会を積極的に創出することにより、当社グループを牽引する次世代経営人材の育成を図ります。

### 2．新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容

#### （1）新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設する株式会社デジタルアイデンティティ、株式会社ライフテクノロジーを新設分割設立会社とする新設分割となります。

なお、当社は平成29年7月3日をもって、商号を「株式会社Orchestra Holdings」に変更する予定です。

#### （2）新設分割に係る割当ての内容

株式会社デジタルアイデンティティは、本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

また、株式会社ライフテクノロジーは、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

#### （3）新設分割の日程

新設分割計画承認取締役会決議日	平成29年2月24日
株主総会決議日	平成29年3月29日(予定)
新設分割効力発生日	平成29年7月3日(予定)

(4) その他の新設分割の内容

当社が平成29年2月24日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後記のとおりです。

3. 新設分割計画に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本新設分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

4. 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 株式会社デジタルアイデンティティ

商号	株式会社デジタルアイデンティティ
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 謙司
資本金の額	100,000千円
純資産の額	244,417千円(予定)
総資産の額	1,041,376千円(予定)
事業内容	デジタルマーケティング事業

(注) 1. 記載内容は、本報告書提出日時点における予定です。

2. 純資産の額及び総資産の額につきましては、平成28年12月31日時点で試算しております。

(2) 株式会社ライフテクノロジー

商号	株式会社ライフテクノロジー
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 雄貴
資本金の額	50,000千円
純資産の額	52,360千円(予定)
総資産の額	84,726千円(予定)
事業内容	ライフテクノロジー事業

(注) 1. 記載内容は、本報告書提出日時点における予定です。

2. 純資産の額及び総資産の額につきましては、平成28年12月31日時点で試算しております。

5. 新設分割計画書は次のとおりです。

(1) 株式会社デジタルアイデンティティの新設分割計画

新設分割計画書(写)

株式会社デジタルアイデンティティ(平成29年7月3日付で「株式会社Orchestra Holdings」に商号変更予定。以下「当社」という。)は、当社がデジタルマーケティング事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社デジタルアイデンティティ(以下「新設会社」という。)に承継させるために新設分割(以下「本件分割」という。)を行うことに関して、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画書」という。)を作成する。

第1条(新設会社の概要)

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在地は、東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号とする。

**第2条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）**

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

**(1) 設立時取締役**

鈴木謙司、石田孝之、柳径太

**(2) 設立時監査役**

石崎文雄

**第3条（承継する権利義務）**

1. 新設会社は、分割期日（第6条において定義する。）において、当社から別紙2「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を承継する。
2. 新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。ただし、当社と新設会社との間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

**第4条（新設分割に際して交付される株式の数等）**

新設会社は、本件分割に際して、前条第1項に規定する権利義務に代わるものとして、当社に対して、新設会社の普通株式2,000株を交付する。

**第5条（資本金及び準備金に関する事項）**

新設会社の資本金及び準備金の額は、下記のとおりとする。

**記**

(1) 資本金の額	金100,000,000円
(2) 資本準備金の額	金0円
(3) その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額
(4) 利益剰余金の額	金0円

**第6条（分割期日）**

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、平成29年7月3日とする。

ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会による決議に従い、これを変更することができる。

**第7条（本計画書の効力）**

本計画書は、分割期日までに、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

**第8条（競業避止義務）**

当社は、分割期日以降、本件事業に関し、新設会社に対して競業避止義務を負わない。

**第9条（公租公課）**

新設分割が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

**第10条（条件の変更及び中止）**

当社は、本計画書作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

**第11条（規定外事項）**

本計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成29年2月24日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号  
株式会社デジタルアイデンティティ  
代表取締役社長CEO 中村 慶郎

(別紙1)

## 定 款

### 第1章 総 則

#### 第1条 (商号)

当社は、株式会社デジタルアイデンティティと称し、英文ではDigital Identity Inc.と表示する。

#### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット等の媒体を利用した情報提供サービス、電子商取引市場の企画・開設・運営
- (2) 物品のレンタル及びレンタル仲介業、古物商、質屋業務
- (3) ファンド(有限責任事業組合・匿名組合等)の組成・運用・管理業務
- (4) 経営一般に関するコンサルティング業務
- (5) 有価証券の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
- (6) 投資助言・代理業
- (7) M&A、会社の事業提携等の斡旋及びコンサルティング業務
- (8) ITシステムの構築及びコンサルティング業務
- (9) デジタルコンテンツの企画・開発及び販売業務
- (10) 国内外の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ及び屋外、交通、映画、ダイレクトメール、パブリック・リレーションズその他の宣伝広告の取扱
- (11) 屋外広告の企画・販売及び付随する業務
- (12) 宣伝広告に関連するマーケティングプランニング及びサービス
- (13) 宣伝広告表現の企画及び制作
- (14) 商品(含サービス)の開発及びそのセールスプロモーションに関する企画と実施
- (15) 文化、スポーツ等の催事の企画・制作及びその運営と実施
- (16) 芸能タレントの斡旋業
- (17) 出版業
- (18) 情報の処理、提供及びその研究開発
- (19) 宣伝広告に関する情報及び物品の販売
- (20) 広告、市場調査に関する研修会・セミナーの企画と実施
- (21) マーケティングリサーチ業務
- (22) 不動産の売買、賃貸、その仲介、鑑定及び管理
- (23) 有料職業紹介業
- (24) 労働者派遣事業
- (25) 前各号に附帯関連する一切の業務

#### 第3条 (本店所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

#### 第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

#### 第5条 (公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

#### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

#### 第7条（株式の譲渡制限）

- 1．当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。
- 2．前項の承認機関は、取締役会とする。

#### 第8条（株主の割当てを受ける権利等の決定）

株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めるものとする。

#### 第9条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第10条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第11条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### 第12条（招集権者及び議長）

- 1．株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2．取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第14条（決議の方法）

- 1．株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2．会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（議決権の代理行使）

- 1．株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2．株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第16条（員数）

当会社の取締役は、6名以内とする。

#### 第17条（選任方法）

- 1．取締役は、株主総会において選任する。
- 2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3．取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

#### 第18条（任期）

- 1．取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2．補欠又は増員により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第19条（代表取締役及び役付取締役）

- 1．取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2．取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるものとし、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができるものとする。

第20条（取締役会の招集権者及び議長）

- 1．取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第21条（取締役会の招集通知）

- 1．取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第22条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第23条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第24条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第25条（取締役の責任免除）

- 1．当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。
- 2．当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

第26条（員数）

当会社の監査役は、3名以内とする。

第27条（選任方法）

- 1．監査役は、株主総会において選任する。
- 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条（任期）

- 1．監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条（監査役の責任免除）

- 1．当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。
- 2．当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

### 第31条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

### 第32条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

### 第33条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### 第34条（剰余金配当等の除斥期間）

剰余金の配当等が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務をのがれる。

## 附 則

### 第1条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年12月31日までとする。

### 第2条（附則の削除）

本附則は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。



(別紙2)

## 承継権利義務明細表

本件分割により新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日における、以下に記載する当社の資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については、本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1)資産	流動資産 本件事業に属する現金及び預金、売掛金、前払費用及びその他一切の流動資産 固定資産 本件事業に属する建物付属設備、什器備品、長期前払費用、本件事業に属する長期貸付金等の投資及びその他一切の固定資産
(2)負債	本件事業に属する支払手形、買掛金、未払金、未払費用等の流動負債。なお、本件事業に属する固定負債は存在しない。
(3)雇用契約	本件事業に主として従事する当社の従業員との雇用契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務
(4)その他の権利義務等	雇用契約以外の契約 専ら本件事業に関して甲が締結したライセンス契約、取引基本契約、業務委託契約及びその他の契約（以下「承継対象契約」という。）に関する契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務。なお、以下の契約は、承継対象契約に含まれない。 (i) 平成28年12月6日付で、株式会社東急コミュニティーと締結した定期建物賃貸借契約書 (ii) 平成28年12月27日付で、株式会社竹中工務店と締結した定期貸室賃貸借契約書 許認可等 本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの

## (2) 株式会社ライフテクノロジーの新設分割計画

## 新設分割計画書(写)

株式会社デジタルアイデンティティ(平成29年7月3日付で「株式会社Orchestra Holdings」に商号変更予定。以下「当社」という。)は、当社がライフテクノロジー事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ライフテクノロジー(以下「新設会社」という。)に承継させるために新設分割(以下「本件分割」という。)を行うことに関して、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画書」という。)を作成する。

## 第1条(新設会社の概要)

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙

- 1 「定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在地は、東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号とする。

## 第2条(新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

## (1) 設立時取締役

山本雄貴、中村慶郎、佐藤亨樹

## (2) 設立時監査役

石崎文雄

## 第3条(承継する権利義務)

1. 新設会社は、分割期日(第6条において定義する。)において、当社から別紙2「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を承継する。
2. 新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。ただし、当社と新設会社との間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

## 第4条(新設分割に際して交付される株式の数等)

新設会社は、本件分割に際して、前条第1項に規定する権利義務に代わるものとして、当社に対して、新設会社の普通株式1,000株を交付する。

## 第5条(資本金及び準備金に関する事項)

新設会社の資本金及び準備金の額は、下記のとおりとする。

## 記

(1) 資本金の額	金50,000,000円
(2) 資本準備金の額	金0円
(3) その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額
(4) 利益剰余金の額	金0円

## 第6条(分割期日)

新設会社の設立の登記をすべき日(以下「分割期日」という。)は、平成29年7月3日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会による決議に従い、これを変更することができる。

## 第7条(本計画書の効力)

本計画書は、分割期日までに、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

## 第8条(競業禁止義務)

当社は、分割期日以降、本件事業に関し、新設会社に対して競業禁止義務を負わない。

第9条（公租公課）

新設分割が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第10条（条件の変更及び中止）

当社は、本計画書作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（規定外事項）

本計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成29年2月24日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号  
株式会社デジタルアイデンティティ  
代表取締役社長CEO 中村 慶郎

(別紙1)

## 定 款

### 第1章 総 則

#### 第1条 (商号)

当社は、株式会社ライフテクノロジーと称し、英文ではLife Technology Inc.と表示する。

#### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) アプリケーションシステムの開発、設計、賃貸、販売、保守
- (2) インターネット等の媒体を利用した情報提供サービス、電子商取引市場の企画・開設・運営
- (3) 物品のレンタル及びレンタル仲介業、古物商、質屋業務
- (4) 経営一般に関するコンサルティング業務
- (5) ITシステムの構築及びコンサルティング業務
- (6) デジタルコンテンツの企画・開発及び販売業務
- (7) 国内外の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ及び屋外、交通、映画、ダイレクトメール、パブリック・リレーションズその他の宣伝広告の取扱
- (8) 屋外広告の企画・販売及び付随する業務
- (9) 宣伝広告に関連するマーケティングプランニング及びサービス
- (10) 宣伝広告表現の企画及び制作
- (11) 商品(含サービス)の開発及びそのセールスプロモーションに関する企画と実施
- (12) 文化、スポーツ等の催事の企画・制作及びその運営と実施
- (13) 芸能タレントの斡旋業
- (14) 出版業
- (15) 情報の処理、提供及びその研究開発
- (16) 宣伝広告に関する情報及び物品の販売
- (17) 広告、市場調査に関する研修会・セミナーの企画と実施
- (18) マーケティングリサーチ業務
- (19) 前各号に附帯関連する一切の業務

#### 第3条 (本店所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

#### 第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

#### 第5条 (公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

#### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

#### 第7条 (株式の譲渡制限)

1. 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。
2. 前項の承認機関は、取締役会とする。

#### 第8条 (株主の割当てを受ける権利等の決定)

株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めるものとする。

#### 第9条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第10条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第11条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### 第12条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第14条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第16条（員数）

当会社の取締役は、6名以内とする。

#### 第17条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

#### 第18条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第19条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるものとし、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができるものとする。

#### 第20条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第21条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第22条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第23条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

#### 第24条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第25条（取締役の責任免除）

- 1．当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。
- 2．当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役

#### 第26条（員数）

当社の監査役は、3名以内とする。

#### 第27条（選任方法）

- 1．監査役は、株主総会において選任する。
- 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第28条（任期）

- 1．監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第29条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第30条（監査役の責任免除）

- 1．当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。
- 2．当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第6章 計 算

#### 第31条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 第32条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

#### 第33条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

#### 第34条（剰余金配当等の除斥期間）

剰余金の配当等が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務をのがれる。

第1条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年12月31日までとする。

第2条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。

(別紙2)

## 承継権利義務明細表

本件分割により新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日における、以下に記載する当社の資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については、本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1)資産	流動資産 本件事業に属する現金及び預金、売掛金、前払費用及びその他一切の流動資産 固定資産 本件事業に属する建物付属設備、什器備品、長期前払費用、本件事業に属する長期貸付金等の投資及びその他一切の固定資産
(2)負債	本件事業に属する支払手形、買掛金、未払金、未払費用等の流動負債。なお、本件事業に属する固定負債は存在しない。
(3)雇用契約	本件事業に主として従事する当社の従業員との雇用契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務
(4)その他の権利義務等	雇用契約以外の契約 専ら本件事業に関して甲が締結したライセンス契約、取引基本契約、業務委託契約及びその他の契約（以下「承継対象契約」という。）に関する契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務。なお、以下の契約は、承継対象契約に含まれない。 (i) 平成28年12月6日付で、株式会社東急コミュニティーと締結した定期建物賃貸借契約書 許認可等 本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの